

一般社団法人

日本音楽療法学会

[事務局]

〒105-0013

東京都 港区 浜松町 1-20-8 HK浜松町ビル 6階

Japanese Music Therapy Association

2021年4月30日

必修講習会受講者各位

一般社団法人 日本音楽療法学会
必修講習会運営委員会

第一～四期に受講を開始し、六期で事例の書き方・研究講座の受講を希望される方へ 音楽療法的臨床経験について（お知らせ）

日本音楽療法学会 音楽療法士認定規則（必修講習会コース）15ページには、事例レポートの作成にあたり、以下のような記載がされています。

「事例の書き方・研究」では事例レポートの作成指導が行われる。そのため、「事例の書き方・研究」受講までに「高齢者、障がい児・者等を対象とした音楽療法的臨床経験」が必要となる。すでに「音楽を使用した臨床経験」が2年以上ある場合でも、「高齢者、障がい児・者等を対象とした音楽療法的臨床経験」がない者は、音楽療法士が行う音楽療法現場での臨床経験を通して受講準備を行う必要がある。経験日数は15日以上必要であり、5日までは見学でもよい。なお、最低5日以上は同一現場での経験が必要であり、この「5日以上」に見学を含んでもよいが、その場合、最低3日以上は実践経験が必要である。この15日の経験は、必須の「音楽を使用した臨床経験」2年以上の中に含めることができる。

受講生のみなさんの臨床状況の現状を把握して講義を行う必要があるため、上記の要点である15回の経験について、条件を満たしているかどうかを、学会ホームページ>必修講習会受講生向けページよりダウンロードしたフォーマットに記載のうえ、**11月26日（金）の午前10時**までに、メールアドレス report@jmta.jp へ送信してください。15回にならない場合は、上記提出期限までに、必ずこの条件を満たすようにしてください。15回に満たないと、六期では事例の書き方・研究の**受講をすることは出来ません**のでご了承ください。

第六期で必修講習会が終了になります。詳細は日本音楽療法学会 HP、2月6日にアップされました『必修講習会コースの終了について』をご覧ください。

※フォーマットは第五期と同様です。第五期にて提出済みの場合、再提出は不要です。

以上

フォーマットのダウンロードはこちら

【必修講習会に関するお問い合わせ】

一般社団法人 日本音楽療法学会

メールアドレス：report@jmta.jp

FAX：03-5401-0337

※テレワーク中のため電話での問い合わせは受け付けておりませんので、ご了承ください。